

諮問日：平成 28 年 11 月 11 日（諮問第 1 号）

答申日：平成 29 年 1 月 31 日（答申第 1 号）

事件名：精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更申請に対する不承認処分についての審査請求事件

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求を棄却するとの審査庁の判断は妥当である。

### 第 2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

3 級の手帳をもらっていたが、医師に話していなかった心の内を伝えたため、ただのうつだけではないと思い、3 級相当の障害ではないと医師と相談した上、等級変更申請をした。

以前からある「生きにくさ」を医師に話していなかっただけであり、最初から 3 級相当ではないと考える。

●●で働いているのは、審査請求人が●●しているからであり、同じ職場の人の名前を忘れることも多く、帰ってきたら 19 時には就寝している。

料理や洗たく等はできず、やらないといけないと思うとしんどくなる。一人で風呂に入れず、一人で就寝できない。休みの日は顔も洗えない。薬の管理もできない。

#### 2 処分庁の主張

審査請求人は、平成●●年●●月から●●の●●として働いており、診断書の「⑥生活能力の状態」の欄においても、食事、保清、金銭管理は「適切にできる」、「自発的に（おおむね）できるが援助が必要」に○印がついており、全ての判定項目で「できない」には○印は 1 個もついていないことから重度の問題は認められない。

総合的に判断した結果、障害等級 1 級または 2 級には該当と認定することはできないことから、3 級相当であるとして適正に処分がなされたものであり、何ら違法または不当な点は存在しない。

### 第 3 審査庁の判断

審理員意見書のとおり、本件審査請求を棄却する。

### 第 4 審理員意見書の要旨

#### 1 本件に係る法令等の規定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第

6条第3項に規定する各障害等級の精神障害の状態は次の表のとおりとしている。

障害等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 2 本件処分の適法性について

(1) 「精神障害の状態」の判断については、都道府県知事に専門的な知見に基づき判断する裁量を認めたものであると解される。

処分庁に裁量が認められる場合であっても、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠く場合には、裁量権を逸脱したものととして違法となりうるため以下、検討する。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認および能力障害（活動制限）の状態の確認を前提に精神障害程度の総合判定を行うこととされ、本件処分においても同判定基準にしたがって等級判定がされている。

これらの事実関係を前提とすれば、審査請求人の精神疾患（機能障害）の状態については、解離性人格障害および適応障害による問題行動を頻繁に繰り返していることが認められるものの、能力障害（活動制限）の状態についてみると、日常生活について時に援助は要する事項があるものの、適切または自発的にできていることが認められる。

したがって、処分庁が本件処分について、障害の程度が2級の状態に該当しないと判断したことが社会通念上著しく妥当性を欠くとはいえない。

(3) 本件処分について、裁量権を逸脱した違法があるとはいえない。

## 3 本件処分が不当か否かについて

本件等級変更申請については、精神科の専門医師である3名の審査委員が審査を行い、3名の審査員全てが3級の判定を行っている。本件処分は、専門的知見を有する審査委員の審査結果を踏まえて行われた処分であり、その他、本件処分に不当な点は見当たらない。

4 以上のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められず、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第5 調査審議の経過

平成28年11月11日 審査庁から諮問

平成28年11月22日 第1回審議

平成29年1月10日 第2回審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知、口頭意見陳述の申立てに係る連絡、口頭意見陳述の実施、「審理手続の終結等について」の通知など、審理員による審理手続が適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断について

精神障害者保健福祉手帳に係る精神障害の判定基準は、「精神疾患（機能障害）の状態」および「能力障害（活動制限）の状態」により構成されており、その障害等級の判定は、それぞれの状態を確認の上、精神障害の程度を総合的に判定して行うこととされている。また、このための情報は、医師による診断書から得られるものである。

障害等級の判定は、申請者の担当医師が作成した精神障害者保健福祉手帳用の診断書に基づき、判定業務に当たり判定の透明性および公平性を確保するため滋賀県立精神保健福祉センターに設置された精神保健福祉審査委員会の委員である3名の精神科の専門医師（以下「審査委員」という。）により行われ、その結果を受けて、処分庁が決定しているもので、その手続は、審査委員の専門的な知見に基づき判断する処分庁の裁量に委ねられているものと考えられる。

本件についてみると、診断書に基づき3名の審査委員により判定が行われているが、その手続に瑕疵があるとは認められず、処分庁の判断に、その裁量権の範囲を逸脱または濫用したものは認められないため、本件処分を取り消すべき違法または不当な点は認められない。

よって、当審査会は、本件審査請求を棄却するとの審査庁の判断は妥当であると考えます。

滋賀県行政不服審査会第一部会

委員（部会長） 佐 伯 彰 洋

委員 門 脇 宏

委員 山 本 久 子